

本資料は、令和6年5月31日に実施した国際規制物資の使用等に関する規則等の改正案に関する説明会の資料を一部修正したものです。

参考

国際規制物資の使用等に関する規則等の 全部改正について(参考)

2024年8月

原子力規制委員会 原子力規制庁
長官官房 放射線防護企画課 保障措置室

- (1) 少量核燃料物質の輸出入を行う非原子力利用国際規制物資使用者の扱い
- (2) 追加議定書に基づく管理されたアクセスに関する情報の変更手続
- (3) 核燃料物質の受払いに関する計画等の報告の整理
- (4) その他の規定(義務)の追加・削除
- (5) 報告様式の変更
- (6) 施行期日及び経過措置(附則)

(1) 少量核燃料物質の輸出入を行う非原子力利用国際規制物資使用者の扱い

第1条(定義)

十四 「非原子力利用国際規制物資輸出入者」とは、非原子力利用国際規制物資使用者であって、核燃料物質の輸出又は輸入を行おうとするものをいう。

対象者

非原子力利用国際規制物資使用者であって、核燃料物質の輸出又は輸入を行おうとする者
(→「非原子力利用国際規制物資輸出入者」)

改正の趣旨

- 新規追加
- 新たな保障措置規制の適用のため該当する者を定義

改正のポイント

- 「原子力利用国際規制物資使用者」と同様の規制を適用するために該当する者を定義

国際規制物資使用者(核燃料物質に限る)

非原子力利用国際規制物資使用者
(十三)

非原子力利用国際
規制物資輸出入者
(十四)

原子力利用
国際規制物
資使用者
(十二)

- 非原子力利用国際規制物資輸出入者は、記録、計量管理規定、報告の義務が拡充され、新たに保障措置検査の対象となっている。

第12条(記録)

法第六十一条の七に規定する記録は、次の表の第一欄に掲げる区分に応じ、工場又は事業所(試験研究用等原子炉設置者にあつては試験研究用等原子炉、発電用原子炉設置者にあつては発電用原子炉)ごとに、同表の第二欄に掲げる記録事項について、同表の第三欄に掲げるところに従って記録し、同表の第四欄に掲げる期間、これを保存しなければならない。

対象者

非原子力利用国際規制物資輸出入者

改正のポイント

- 「原子力利用国際規制物資使用者」と同様の規制を適用するために規定を変更
(「原子力利用国際規制物資使用者」の区分に「非原子力利用国際規制物資輸出入者」を追加)

改正の趣旨

保障措置規制の拡充

(第一欄)

区分
原子力利用国際規制物資使用者 <u>及び</u> <u>非原子力利用国際規制物資輸出入者</u>

区分	記録事項	記録すべき場合	保存期間
原子力利用国際規制物資 使用者及び非原子力利用 国際規制物資輸出入者	一 核燃料物質の種類別の受入れ又は払出しに係る在庫変動の量及びその原因	在庫変動の都度	十年間
	二 核燃料物質の種類別の事故損失に係る在庫変動の量、当該事故損失の原因及び当該事故損失に係る在庫変動の量等の確認のためにとった措置の内容	在庫変動の都度	十年間
	三 前二号に掲げる在庫変動以外の核燃料物質の種類別の在庫変動の量及びその原因	毎月一回(当該月において実在庫量の確認を行う場合にあっては、当該月において当該実在庫量の確認の開始前及び終了後それぞれ一回)	十年間
	四 核燃料物質の種類別の受払間差異	受払間差異の確認の都度	十年間
	五 リバッチングの内容及びリバッチング後のバッチ中の核燃料物質の種類別の量	リバッチングの都度	十年間
	六 核燃料物質の種類別の実在庫量及び実在庫量の確認のためにとった手続に関する事項	実在庫量の確認の都度	十年間

区分	記録事項	記録すべき場合	保存期間
原子力利用国際規制物資 使用者及び非原子力利用 国際規制物資輸出入者	七 核燃料物質の種類別の在庫差	在庫差の確認の都度	十年間
	八 核燃料物質の測定をするための機器の校正記録	校正の都度	十年間
	九 試料の採取及び分析の記録	採取及び分析の都度	十年間
	十 国際規制物資(核燃料物質を除く。以下この項において同じ。)の種類別及び相手方別の受渡数量並びに受渡しの原因	受渡しの都度	十年間
	十一 国際規制物資の種類別の損失の数量及び理由	損失の都度	十年間
	十二 国際規制物資の種類別の廃棄の数量及び方法	廃棄の都度	十年間
	十三 国際規制物資の種類別の使用の状況の変化	使用の状況の変化の都度	十年間
	十四 国際規制物資の種類別の在庫量	毎年一回	十年間

第十四条 (計量管理規定)

法第六十一条の八第一項の規定により計量管理規定の認可を受けようとする者は、工場又は事業所ごとに、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる事項について、計量管理規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

対象者

非原子力利用国際規制物資輸出入者

改正のポイント

- 非原子力利用国際規制物資使用者の категорияから「非原子力利用国際規制物資輸出入者」を除き、他の核燃料物質の使用を行う場合と同等の計量管理規定を要求

改正の趣旨

計量管理規定に定める事項の拡充

(第一欄)

区分

核燃料物質の使用(使用済燃料貯蔵事業者による貯蔵及び廃棄事業者による廃棄を含む。)を行う場合(非原子力利用国際規制物資輸出入者以外の非原子力利用国際規制物資使用者が核燃料物質の使用を行う場合を除く。)

区分	事項
<p>核燃料物質の使用(使用済燃料貯蔵事業者による貯蔵及び廃棄事業者による廃棄を含む。)を行う場合(非原子力利用国際規制物資輸出入者以外の非原子力利用国際規制物資使用者が核燃料物質の使用を行う場合を除く。)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>「非原子力利用国際規制物資輸出入者」はこの区分に入ることによって、下線部の義務が追加される。</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> 一 核燃料物質の計量及び管理を行う者の職務並びに組織に関すること。 二 核燃料物質計量管理区域の設定及び当該核燃料物質計量管理区域に付する符号に関すること。 三 <u>主要測定点の設定及び当該主要測定点に付する符号に関すること。</u> 四 <u>核燃料物質をバッチに区分する方法及び当該方法により区分したバッチの符号の付し方に関すること。</u> 五 <u>バッチに区分した核燃料物質の組成、形状等を表す略号に関すること。</u> 六 核燃料物質の核燃料物質計量管理区域への受入れ、核燃料物質計量管理区域からの払出し又は廃棄が行われた場合の当該核燃料物質の計量及び管理に関すること。 七 前号に掲げる場合のほか、核的生成、核的損耗、事故損失等により核燃料物質に増加又は減少が生じた場合の当該核燃料物質の計量及び管理に関すること。 八 <u>実在庫量の確認の方法に関すること。</u>

区分	事項
<p>核燃料物質の使用(使用済燃料貯蔵事業者による貯蔵及び廃棄事業者による廃棄を含む。)を行う場合(非原子力利用国際規制物資輸出入者以外の非原子力利用国際規制物資使用者が核燃料物質の使用を行う場合を除く。)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>「非原子力利用国際規制物資輸出入者」はこの区分に入ることによって、下線部の義務が追加される。</p> </div>	<p>九 <u>主要測定点における核燃料物質の測定の方法及び測定機器の管理に関すること。</u></p> <p>十 <u>核燃料物質の在庫変動量、受払間差異、リバッチングの量、実在庫量、在庫差又は試料の採取及び分析に係る量を種類別に記録する場合の供給当事国に関する事項を記載する方法に関すること。</u></p> <p>十一 <u>核燃料物質を混合することにより供給当事国ごとの数量の内訳の変更が生じた場合の記録の方法に関すること。</u></p> <p>十二 前二号に定めるもののほか、核燃料物質の計量及び管理に関する記録に関すること。</p> <p>十三 その他核燃料物質の計量及び管理に関し必要な事項</p>

Q1 計量管理規定の雛形はありますか。

原子力規制委員会のホームページに掲載します。

○国際規制物資の使用に関する報告書(様式等)

<https://www.nra.go.jp/activity/hoshousochi/shitsumon/youshiki/youshiki.html>

Q2 非原子力利用国際規制物資使用者から非原子力利用国際規制物資輸出入者に区分変更する際に必要な手続きにはどのようなものがありますか。

輸出入を開始する前までに、以下を提出して計量管理規定の変更認可を受ける必要があります。

- ① 計量管理規定の変更認可申請書(炉規法第61条の8第1項)
- ② 国際規制物資使用変更届(炉規法第61条の5第1項)
- ③ 輸出入実施計画報告書(新国規則第48条第16項・第17項)

Q3 輸出入に伴う区分変更時に計量管理区域(MBA)の変更は必要ですか。

非原子力利用国際規制物資使用者から非原子力利用国際規制物資輸出入者への変更時には、Q2の①・②の手続の際に保障措置室がMBA符号を [K○○○] から [J●●●●]に変更し付与します。

Q4 輸出入が完了したら、元の非原子力利用国際規制物資使用者に戻れますか。

全ての輸出入が完了し、当面輸出入が見込まれない状態になった場合は、Q2の②を提出し、①の計量管理規定の変更認可を受けて、非原子力利用国際規制物資使用者に戻ることは可能です。

第15条(保障措置検査)

保障措置検査は、次に掲げる者について、保障措置協定第三十九条に規定する補助取極の定めるところに従い、次項各号に掲げる検査を行うことにより実施する。

対象者

- 加工事業者
- 試験研究用等原子炉設置者
- 発電用原子炉設置者
- 使用済燃料貯蔵事業者
- 再処理事業者
- 廃棄事業者
- 使用者
- 原子力利用国際規制物資使用者
- 非原子力利用国際規制物資輸出入者

改正のポイント

- IAEAに提出された計量報告に基づき、IAEAが通常査察に入る可能性があるため、保障措置検査の対象に、非原子力利用国際規制物資輸出入者を追加

改正の趣旨

保障措置検査の対象に追加

Q1 IAEAの通常の査察はどれくらいの頻度で入りますか。

特に問題がなければ数年に1回程度の頻度になります。

Q2 原子力規制委員会が実施する単独の保障措置検査の対象になりますか。

原子力規制委員会が行う計量管理の改善のための単独保障措置検査の対象になります。

第48条(報告の徴収)

- 3 次に掲げる者は、在庫変動(核的生成又は核的損耗によるものを除く。以下この項において同じ。)が生じたとき、受払間差異を確認したとき又はリバッチングを行ったときは、核燃料物質計量管理区域ごとに、別記様式第四による報告書を作成し、それぞれ在庫変動が生じた日、受払間差異を確認した日又はリバッチングを行った日の属する月の末日から十五日以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。
- 4 前項の場合において、前項各号に掲げる者は、当該核燃料物質の供給当事国ごとの数量に関し、核燃料物質計量管理区域ごとに、バッチごとに記録している場合には別記様式第五による報告書を、その他の方法により記録している場合には別記様式第六による報告書を作成し、当該在庫変動が生じた日、受払間差異を確認した日又はリバッチングを行った日の属する月の末日から一月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。
- 5 次に掲げる者は、核燃料物質を混合することにより供給当事国ごとの数量の内訳に変更が生じたときは、核燃料物質計量管理区域ごとに、別記様式第六による報告書を作成し、当該混合を行った日の属する月の末日から一月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

第48条(報告の徴収)

- 10 次に掲げる者は、実在庫量の確認を行ったときは、核燃料物質計量管理区域ごとに、別記様式第八及び別記様式第九による報告書を作成し、実在庫量の確認を終了した日から十五日以内に原子力規制委員会に提出しなければならない
- 11 前項の場合において、前項各号に掲げる者は、供給当事国ごとの実在庫量に関し、核燃料物質計量管理区域ごとに、バッチごとに記録している場合には別記様式第十による報告書を、その他の方法により記録している場合には別記様式第十一による報告書を作成し、実在庫量の確認を終了した日から一月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。
- 12 次に掲げる者は、第三項から第五項まで、第十項又は前項の規定により提出した報告書について、核燃料物質の測定の精度の向上その他の事由により、より正確な数値が得られたときは、提出した報告書と同一の様式による報告書を作成し、当該数値が得られた日の属する月の末日から十五日以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。
- 15 次に掲げる者は、オーストラリアを供給当事国とする核燃料物質をオーストラリア以外の外国に輸出しようとするときは、工場又は事業所ごとに、別記様式第十三による報告書を、一月一日から六月三十日までの期間及び七月一日から十二月三十一日までの期間について作成し、それぞれ当該期間の初日の一月前までに、原子力規制委員会に提出しなければならない

第48条(報告の徴収)

- 16 次に掲げる者は、核燃料物質を輸出しようとするときは、工場又は事業所ごとに、別記様式第十四による報告書を作成し、核燃料物質を積載しようとする日の一月前までに、原子力規制委員会に提出しなければならない。
- 17 次に掲げる者は、核燃料物質を輸入しようとするときは、工場又は事業所ごとに、別記様式第十四による報告書を作成し、核燃料物質を輸入しようとする日の二週間前までに、原子力規制委員会に提出しなければならない。
- 18 次に掲げる者は、第十四項から前項までの規定により提出した報告書の記載事項に変更があったときは、提出した報告書と同一の様式による報告書を作成し、速やかに原子力規制委員会に提出しなければならない
- 20 次に掲げる者であって、核原料物質を使用又は廃棄しているものは、核原料物質の管理に関し、国際規制物資計量管理区域ごとに、別記様式第十六による報告書を、毎年一月一日から六月三十日までの期間及び七月一日から十二月三十一日までの期間について作成し、それぞれ当該期間の経過後一月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

第48条(報告の徴収)

- 21 次に掲げる者は、減速材物質の受入れ又は払出しによる増減等により在庫の状況に変化が生じたときは、国際規制物資計量管理区域ごとに、別記様式第十七による報告書を作成し、当該在庫の状況に変化が生じた日の属する月の末日から十五日以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。
- 22 次に掲げる者であって、減速材物質を使用又は廃棄しているものは、毎年十二月三十一日における減速材物質の在庫の状況について、国際規制物資計量管理区域ごとに、別記様式第十八による報告書を作成し、当該期日の後一月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。
- 23 第二十一項各号又は前項各号に掲げる者は、第二十一項又は前項の規定により提出した報告書について、減速材物質の測定の精度の向上その他の事由により、より正確な数値が得られたときは、国際規制物資計量管理区域ごとに、提出した報告書と同一の様式による報告書を作成し、当該数値を得た日の属する月の末日から十五日以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。
- 24 次に掲げる者は、設備の受入れ又は払出しによる増減等により、在庫の状況に変化が生じたときは、国際規制物資計量管理区域ごとに、別記様式第十九による報告書を作成し、当該在庫の状況に変化が生じた日の属する月の末日から十五日以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

第48条(報告の徴収)

- 25 次に掲げる者であつて、設備を使用又は廃棄しているものは、毎年十二月三十一日における設備の在庫の状況について、国際規制物資計量管理区域ごとに、別記様式第二十による報告書を作成し、当該期日の後一月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。
- 29 次に掲げる者は、毎年十二月三十一日におけるサイトの状況に関し、サイトごとに、別記様式第二十三による報告書を作成し、当該サイト内の建物の配置を示す図面を添えて、当該期日の後一月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。
- 30 前項各号に掲げる者は、前項の規定により提出した報告書について、追加議定書第七条に規定する管理されたアクセスの可能性のある場所及びその理由を変更しようとするときは、その変更を行うことを決定した後速やかに、その変更の内容を原子力規制委員会に報告しなければならない。

(2) 追加議定書に基づく管理された アクセスに関する情報の変更手続

第48条(報告の徴収)

30 前項各号に掲げる者は、前項の規定により提出した報告書について、追加議定書第七条に規定する管理されたアクセスの可能性のある場所及びその理由を変更しようとするときは、その変更を行うことを決定した後速やかに、その変更の内容を原子力規制委員会に報告しなければならない。

対象者

- 加工事業者
- 試験研究用等原子炉設置者
- 発電用原子炉設置者
- 使用済燃料貯蔵事業者
- 再処理事業者
- 廃棄事業者
- 使用者
- 原子力利用国際規制物資使用者
- 非原子力利用国際規制物資輸出入者

改正の趣旨

- 新規追加
- 新たな保障措置規制の適用のため該当する者を定義

改正のポイント

「原子力利用国際規制物資使用者」と同様の規制を適用するために該当する者を定義

管理されたアクセスとは (追加議定書第7条)

Managed Access

- a. 日本国政府及び機関は、日本国政府が要請する場合には、核不拡散上機微な情報の普及を防止し、安全上若しくは防護上の要件を満たし又は財産的価値を有する情報若しくは商業上機微な情報を保護するため、この議定書の下で実施する管理されたアクセスについての取決めを作成する。この取決めは、機関が、関連の場所において申告されていない核物質が存在せず又はそのような原子力活動が行われていないことについての確証を得る上で必要な活動 (第2条に規定する情報の正確性及び完全性に関する疑義を解消し又は情報の整合性に関する問題を解決する上で必要な活動を含む。) を行うことを妨げるものであってはならない。
- b. 日本国政府は、第2条に規定する情報を提供する時に、管理されたアクセスによる可能性のあるサイト内その他の場所を機関に通報することができる。

Q1 様式は決まっていますか。

決まっていません。最終的に、原子力規制委員会において、IAEAに報告する様式（補助取極総論部のCode18.2）に変更してIAEAへ提出を行う予定です。このため、必要に応じて、以下URLに掲載する非法定様式（Code 18.2）を活用してください。
○国際規制物資の使用に関する報告書（様式等）

<https://www.nra.go.jp/activity/hoshousochi/shitsumon/youshiki/youshiki.html>

Q2 どのタイミングで原子力規制委員会に提出をすべきですか。

例えば、管理されたアクセスが必要な工事の計画が決まったタイミングなど、変更を行うことを決定した後速やかに提出する必要があります。速やかに提出することで、当該工事期間に補完的アクセスを回避できる可能性があります。

Q3 Advance Informationを活用することは可能ですか。

毎月Advance Informationにより操業状況を共有いただいている施設は、Advance InformationにCode18.2を添付するなどして、管理されたアクセスを報告することも可能です。

Q4 工事の計画はあるが、確定していないときはどうしたらよいですか。

管理されたアクセスは、早期に報告されることにより、IAEAの補完的なアクセスの計画への反映が漏れるリスクを可能な限り低減することを目的としていますので、立入制限が確定していなくても、継続する可能性がある時点で提出いただくことは可能です。

Q5 管理されたアクセスの時期を変更するとき、又は未定であった時期が決定したときには、報告の対象となりますか。

管理されたアクセスの期間を改正後のサイト内建物報告書(様式第23)に記入している場合であって、その記載された期間を変更するとき又は未定であった期間が決定したときは、様式23の「建物の説明」欄に記載された管理されたアクセスに係る内容が変更されることと同義であるため、報告の対象となります。

Code 18.2-Model

Reference: Additional Protocol Article 7.b.

参照条項：追加議定書第7条b

- ホームページに掲載します。(非法定様式)
- 報告に関しては、本様式である必要はありません。

MANAGED ACCESS IDENTIFICATION

(see Code 14.4)

(管理されたアクセス指定)

(コード 14.4 参照)

Date 日付:

Name of site/ location	Declaration No. / Entry No.	Name of Place	Description of need for Managed Access (see Note)
サイト/場所名 (注1)	申告番号/ 入力番号 (注2)	箇所名 (注3)	管理されたアクセスが必要な説明(理由・期間) (注4)

注1 別記様式第23の注1及び注7の例により記載すること。

注2 申告番号及び入力番号を知らないときは、これを記載しなくてもよい。

注3 別記様式第23の注7及び注9の例により記載すること。

注4

Note:

In order to

(1) Prevent the dissemination of proliferation sensitive information

拡散上機微な情報の普及を防止するため

(2) Meet safety requirements 安全上の要件を満たすため

(3) Meet physical protection requirements 防護上の要件を満たすため

(4) Protect proprietary information 所有権情報を保護するため

(5) Protect commercially sensitive information 商業上機微な情報を保護するため

(3) 核燃料物質の受払いに関する 計画等の報告の整理

第48条(報告の徴収)

13 次に掲げる者のうち核燃料物質を受け入れたもの又は新たに受け入れるものは、工場又は事業所(試験研究用等原子炉設置者にあつては試験研究用等原子炉、発電用原子炉設置者にあつては発電用原子炉)ごとに、操業の計画、核燃料物質の受払いに関する計画及び実在庫量の確認の実施に関する計画に関し、別記様式第十二による報告書を毎年一月一日から六月三十日までの期間及び七月一日から十二月三十一日までの期間について作成し、それぞれ当該期間の初日の一月前までに(新たに次の各号に掲げる許可又は指定を受けた者が当該許可又は指定を受けた後最初に提出すべき報告書にあつては、初めて核燃料物質を受け入れる期間の初日の一月前までに)、原子力規制委員会に提出しなければならない。

対象者

- 加工事業者
- 試験研究用等原子炉設置者
- 発電用原子炉設置者
- 使用済燃料貯蔵事業者
- 再処理事業者
- 廃棄事業者
- 使用者(保障措置協定第九十八条IIに規定する施設を有する者に限る。)

改正の趣旨

- 旧第7条14項・15項で担保していた保障措置協定の要求事項を本項に集約

改正のポイント

- 操業・受払計画、実在庫確認計画の様式を第十二に一元化
- 以下の者については報告の義務はない。
 - 保障措置協定第98条IIに規定する施設を有しない使用者
 - 許可又は指定を受けた後核燃料物質を当面受け入れる予定がない者
- IAEAへの当該情報の提出のため、1ヶ月前までに期限を変更。

Q1 計画が変更された場合は、再提出の必要はありますか。

報告期限前に計画の追加又は変更が生じた場合は、提出期限までに、変更された計画も含めた全計画を再度報告してください。

ただし、報告期限後に計画が追加又は変更された場合は、既に提出された報告書についての修正を再度報告する必要はありません。

Q2 操業・受払・実在庫確認計画を新様式で提出する初回の期日はいつですか。

操業・受払・実在庫確認計画を新様式で提出する初回の期日は、令和6年12月1日までで、報告期間は令和7年1月1日から6月30日までとなります。

Q3 報告番号の欄などが削除されているが、既に提出した報告書との連続性は維持・管理しなくてもよいか

これまで報告番号により連番管理していた操業・受払・実在庫確認計画との連続性を維持・管理する必要はありません。

Q4 操業計画は日時まで正確に表現しないといけませんか。

その必要はありません。おおよそのスケジュールを提出していただければ大丈夫です。

Q5 操業計画は、各月において主たる操業状態を記載することになるが、月跨ぎや月内の細切れの操業状態はどのように記載すればよいか。

主たる操業状態は、最終的に報告者が判断することになりますが、月跨ぎや細切れの操業状態の類型は、以下を参考にしてください。

- ・基本的には月の過半を占める操業状態を主
- ・検査・保守作業、運転停止中から運転中に切り替わる月にあっては「運転中」
- ・試験研究炉のようにDaily Start and Stopする月にあっては「運転中」

操業・受払・実在庫確認計画 (第48条13項・様式12)

別記様式第12 (第48条関係)
(その1)

報 告 年 月 日	
-----------	--

操業計画・核燃料物質受払計画等報告書

原子力規制委員会 殿

住所
氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項及び国際規制物資の使用等に関する規則第48条第13項の規定により、次のとおり報告します。

工場又は事業所	名 称	事 務 上 の 連 絡 先	名 称
	所 在 地		所 在 地
所 在 地	所 属 部 署		
計 量 管 理 責 任 者 の 氏 名			報 告 書 の 作 成 者 の 氏 名
			電 話 番 号
		電 子 メ ー ル ア ド レ ス	

操業計画

施設 コード	1月 (7月)	2月 (8月)	3月 (9月)	4月 (10月)	5月 (11月)	6月 (12月)
(注1)	(注2)					

備考欄	(注3)
-----	------

- 注1 別記様式第4の注5の例により記載すること。
 2 各月において主たる施設の操業状態に応じて、次の表の左欄に掲げる状況の区分ごとに、それぞれ右欄に掲げる符号を一つ記載すること。

建設中	UC
試験中	CM
運転中	OP
検査・保守作業、改造、運転停止中	MM
廃止措置中（核燃料物質が残っている場合）	XS
廃止措置中（核燃料物質が残っていない場合）	CD
廃止済	DE
その他	OT

- 3 注2のうち「OT」を使用した場合は、備考欄にその詳細を記載すること。
 4 別記様式第4の注4の例により記載すること。
 5 毎年1月1日から6月30日まで又は7月1日から12月31日までの期間を記載すること。
 6 別記様式第4の注6の例により記載すること。エントリー番号が「99」を超える場合は、「99」の次のエントリー情報を「01」から欠番、重複のない一連の番号を記載すること。
 7 別記様式第4の注7の例により記載すること。
 8 別記様式第4の注8の例により記載すること。
 9 別記様式第4の注9の例により記載すること。
 10 イ 報告する受払いに含まれる核燃料物質の区分が2種類以上である場合又は元素重量若しくは核分裂性物質重量が8桁を超えることにより、複数行で報告する必要がある場合は、当該欄の2行目以降に「C」と記載すること。
 ロ 核燃料物質の受払いに関する計画及び実在庫量の確認の実施に関する計画が全くない場合は「A」と記載すること。
 11 次の表の左欄に掲げる事項に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。

実在庫量の確認の実施に関する計画	PIT
核燃料物質の輸入に関する計画	RF
核燃料物質の輸出に関する計画	SF
国内受入れに関する計画	RD
国内払出しに関する計画	SD

- 12 各エントリー情報で報告する計画を実施する予定の開始年月日及び終了年月日を記載すること。
 13 別記様式第4の注19の例により記載すること。
 14 天然ウラン、劣化ウラン、トリウムについてはキログラム単位で記載し、1キログラム未満の端数は四捨五入すること。また、低濃縮ウラン、高濃縮ウラン、プルトニウム、ウラン233についてはグラム単位で記載し、1グラム未満の端数については四捨五入すること。
 15 グラム単位は「G」、キログラム単位は「K」と記載すること。
 16 別記様式第4の注25の例により記載すること。
 備考1 この用紙は、日本産業規格A4のつづり込み式とすること。
 2 国内の他の施設からの受入れ又は国内の他の施設への払出しであって、実効値が0.1に達しない核燃料物質の受払いについては、記載を省略することができる。
 3 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の8の2第2項第3号の規定により提出をさせ、又は第68条第1項、第4項、第7項若しくは第8項の規定により除去した試料の受払いについては、記載を省略することができる。
 4 この報告書は、工場又は事業所（試験研究用等原子炉設置者及び発電用原子炉設置者のあつては原子炉）ごとに別葉で作成すること。

第48条(報告の徴収)

14 次に掲げる者は、カナダを供給当事国とする核燃料物質について再処理を目的としてカナダ以外の外国に輸出しようとするときは、工場又は事業所ごとに、別記様式第十三による報告書を、一月一日から六月三十日までの期間及び七月一日から十二月三十一日までの期間について作成し、それぞれ当該期間の初日の二月前までに、原子力規制委員会に提出しなければならない。

対象者

- 加工事業者
- 試験研究用等原子炉設置者
- 発電用原子炉設置者
- 使用済燃料貯蔵事業者
- 再処理事業者
- 使用者

改正の趣旨

- 新規追加(カナダ国籍の核燃料物質の第三国への輸出計画)

改正のポイント

- カナダ国籍の核物質の第三国への移転についてのカナダへの事前通告を担保する。(日加原子力協力協定)
- 当該移転は「再処理」に限定。このため、対象者も国際規制物資使用者は含まれない。
- 提出期日は当該期間の初日の2ヶ月前までと規定。

Q1 核燃料物質の実効値の合計が百分の一に達しない使用者も提出する必要がありますか。

実効値の合計が百分の一に達しない使用者も、カナダ国籍の核燃料物質を再処理目的で第三国移転をする場合は、様式13を提出する必要があります。
(オーストラリア国籍の核物質も同様です。)

Q2 核燃料物質輸出(輸入)実施計画報告書(様式14)の変更報告は必要ですか。

様式14の変更報告は必要です。変更報告をする場合には、修正の対象となる報告書の報告年月日を備考欄に記載いただくこととなります。

Q3 核燃料物質輸出計画報告書(様式13)に報告番号を書く必要はありますか。

書く必要はありません。

別記様式第13 (第48条関係)
(その1)

報 告 年 月 日	
-----------	--

核燃料物質輸出計画報告書

原子力規制委員会 殿

住所
氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項及び国際規制物資の使用等に関する規則第48条第14項(第15項又は第18項)の規定により、次のとおり報告します。

工場又は事業所	名 称		事務上の 連絡先	名 称	
	所在地			所在地	
				所 属 部 署	
				報告書の作成者の氏名	
				電 話 番 号	
				電子メールアドレス	

(その2)

核燃料物質輸出計画報告書

工場又は事業所 コード				報告期間 年 月 日から 年 月 日まで												エントリー行数																								
																受払等データ		注釈データ																						
1	4	5	8	13	FROM	18	19	TO	24	25	26	29	30	33	34	38																								
(注1)				(注5)												(注3)		(注4)		M																				
施設 コード	エン トリー 番号	アーク 類 コード	受 払 コ ー ド	予 定 年 月 日				相 手 先 コ ー ド	単 位 数	物 記 コ ー ド	買 込 下	供 給 当 事 国 下	元 素 重 量	濃 縮 度 (%)	注 釈 コ ー ド	データ変更																								
				FROM	TO	エ ン ト リー 番 号	エ ン ト リー 番 号																																	
1	4	5	8	9	10	11	12	15	16	21	22	27	28	31	32	35	36	39	40	43	44	47	48	51	52	55	56	59	60	63	64	67	68	71	72	75	76	79	80	N
(注5)	(注6)	(注7)	SF	(注8)	(注9)	(注10)	(注11)	(注12)	(注13)	(注14)	(注15)	(注16)	(注17)	(注18)																										
			SF																																				N	
			SF																																				N	
			SF																																				N	
			SF																																					N
			SF																																					N
			SF																																					N
			SF																																					N
			SF																																					N
			SF																																					N
			SF																																					N
			SF																																					N
			SF																																					N
			SF																																					N
			SF																																					N

- 注1 別記様式第4の注4の例により記載すること。
- 2 毎年1月1日から6月30日まで又は7月1日から12月31日までの期間を記載すること。
- 3 別記様式第4の注6の例により記載すること。
- 4 別記様式第4の注7の例により記載すること。
- 5 別記様式第4の注5の例により記載すること。
- 6 別記様式第4の注9の例により記載すること。
- 7 イ 報告する輸出に含まれる核燃料物質の区分が2種類以上である場合又は元素重量若しくは核分裂性物質重量が8桁を超えることにより、複数行で報告する必要がある場合は、当該欄の2行目以降に「C」と記載すること。
- ロ 既に提出した報告書について修正する場合(輸出を取りやめる場合を除く。)は「R」と記載すること。
- ハ 輸出を取りやめる場合は「A」と記載すること。
- 8 各輸出計画の開始年月日及び終了年月日を記載すること。
- 9 核燃料物質の輸出する予定の相手先の施設コードを記載すること。
- 10 輸出する予定の単位体数を記載すること。
- 11 別記様式第4の注17の例により記載すること。
- 12 輸出する核燃料物質について、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる事項を記載すること。

カナダ	C
オーストラリア	A

- 13 別記様式第4の注19の例により記載すること。
- 14 別記様式第12の注14の例により記載すること。
- 15 別記様式第12の注15の例により記載すること。
- 16 低濃縮ウラン又は高濃縮ウランの場合のみ百分率で小数点第2位まで記載すること。
- 17 既に提出した報告書について修正をする場合又は注釈を添付する場合は「X」と記載すること。
- 18 別記様式第4の注26の例により記載すること。
- 備考1 この用紙は、日本産業規格A4のつづり込み式とすること。
- 2 この報告書は、工場又は事業所ごとに別葉で作成すること。

初回の半期報告の例

(その2)

核燃料物質輸出計画報告書

初回の半期報告

工場又は事業所コード		報告期間 年 月 日から 年 月 日まで				エントリー行数																		
		FROM		TO		受払等データ	注釈データ																	
1 4		13		16 19		24	25 29	29 30 31 34																
(注1) J S G 0		(注5) 2 5 0 1 0 1 2 5 0 6 3 0				(注3) 0 3		(注4) 0 0																
施設コード	エントリー番号	データ種別コード	受払コード	予定年月日		相手先施設コード	単位数	物記コード	買込コード	供給当事国	元素重量	単位	濃縮度(%)		注釈コード	データ変更								
				FROM	TO								FROM	TO		エントリー番号	変更							
1	4	5	8	9	10	11	12	15	16	19	21	22	27	28	31	32	35	36	37	39	63	65	80	
J X X -	0 1		S F	2 5 0 1 0 1	2 5 0 1 3 0	A B C D	1 6	B Q 3 G	C	E	8 0 0 0 0 0 0	G	4 . 7 0	4 . 8 0										N
J X X -	0 2	C					0		C	P	0	G												N
J X X -	0 3		S F	2 5 0 1 0 1	2 5 0 1 3 0	A B C D	2 0	B Q 2 F	C	E	5 0 0 0 0 0 0	G	4 . 7 0	4 . 8 0										N
																								N

変更報告の例

変更報告を行う場合は、既に提出したエントリー番号を用いず、新たなエントリー番号を用いてください。

「データ変更」のカラムには、変更前のエントリー番号を記入して下さい。

(その2)

核燃料物質輸出計画報告書

工場又は事業所コード				報告期間 年 月 日から 年 月 日まで										エントリー行数															
1 4				5 8		13 FROM 18 19 TO 24		25 28		29 30		33 34																	
(注1) J S G 0						(注5) 2 5 0 1 0 1		2 5 0 6 3 0		(注3) 0 3		(注4) 0 2																	
施設コード	エントリー番号	データ変更コード	受払コード	予定年月日		相手先施設コード	単位数	物質記述コード	供給当事国	元素コード	元素重量	単位	濃縮度(%)		注釈コード	データ変更 エントリー番号													
				FROM	TO								FROM	TO															
1	4	5	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
J X X -	0 4	R	S F	2 5 0 2 0 1	2 5 0 2 2 8	A B C D	1 6	B Q 3 G C		E	8 0 0 0 0 0 0	G	4 . 7 0	4 . 8 0	X	0 1													
J X X -	0 5		C S F	2 5 0 2 0 1	2 5 0 2 2 8	A B C D	0	B Q 3 G C		P	0	G				0 2													
J X X -	0 6	R	S F	2 5 0 4 0 1	2 5 0 4 3 0	B C D E	1	F U G B A		E	5 0 0 0	G	2 . 0 0	2 . 0 2	X														

変更報告1回目(18項)
 ・エントリー04-05は、初回提出のエントリー01-02を変更(データ置換)
 ・エントリー06は、豪州国籍の核物質の輸出を追加(データ追加)

既に提出した報告書について修正する場合(輸出を取りやめる場合を除く。)は「R」と記載すること

注釈を添付する場合は「X」と記載すること。

既に提出した報告書について修正をする場合は当該修正に係る報告書の報告番号及びエントリー番号を記載すること。

第48条(報告の徴収)

15 次に掲げる者は、**オーストラリアを供給当事国**とする核燃料物質をオーストラリア以外の外国に輸出しようとするときは、工場又は事業所ごとに、別記**様式第十三**による報告書を、一月一日から六月三十日までの期間及び七月一日から十二月三十一日までの期間について作成し、それぞれ**当該期間の初日の一月前**までに、原子力規制委員会に提出しなければならない。

対象者

- 加工事業者
- 試験研究用等原子炉設置者
- 発電用原子炉設置者
- 使用済燃料貯蔵事業者
- 再処理事業者
- 使用者
- 原子力利用国際規制物資使用者
- 非原子力利用国際規制物資輸出入者

改正の趣旨

- 新規追加(オーストラリア国籍の核燃料物質の第三国への輸出計画)

改正のポイント

- オーストラリア国籍の核物質の第三国への移転についてのカナダへの事前通告を担保する。(日豪原子力協力協定)
- 提出期日は当該期間の初日の1ヶ月前までと規定。

(4) その他の規定(義務)の追加・ 削除

第十二条（記録）

法第六十一条の七に規定する記録は、次の表の第一欄に掲げる区分に応じ、工場又は事業所（試験研究用等原子炉設置者にあつては試験研究用等原子炉、発電用原子炉設置者にあつては発電用原子炉）ごとに、同表の第二欄に掲げる記録事項について、同表の第三欄に掲げるところに従って記録し、同表の第四欄に掲げる期間、これを保存しなければならない

区分	記録事項	記録すべき場合	保存期間
製錬事業者	一（略）	（略）	（略）
	二 核原料物質又は核燃料物質の種類別の廃棄の数量又は損失（事故損失を除く。）の数量及び理由	毎月一回	十年間

対象者

- 製錬事業者
- 加工事業者
- 試験研究用等原子炉設置者
- 発電用原子炉設置者
- 使用済燃料貯蔵事業者
- 再処理事業者
- 廃棄事業者
- 使用者
- 国際規制物資使用者

改正の趣旨

必要な記録の追加
（工場又は事業所において行われる廃棄の記録）

現行

二 核原料物質又は核燃料物質の種類別の廃棄(工場又は事業所内において行われる廃棄を除く。以下この条及び第四条の二の二第一項の表の下欄において同じ。)の数量又は損失(事故損失を除く。第七条第三項及び第十九項において同じ。)の数量及び理由

改正後

二 核原料物質又は核燃料物質の種類別の廃棄の数量又は損失(事故損失を除く。)の数量及び理由

改正のポイント

- 工場又は事業所内において行われる廃棄であっても、適切な計量及び管理の観点から、その記録は必要である。
- 本改正は、「以下この条及び第四条の二の二第一項の表の下欄において同じ。」とあることから、廃棄の記録が求められている全ての事業者が対象

第十二条（記録）

法第六十一条の七に規定する記録は、次の表の第一欄に掲げる区分に応じ、工場又は事業所（試験研究用等原子炉設置者にあつては試験研究用等原子炉、発電用原子炉設置者にあつては発電用原子炉）ごとに、同表の第二欄に掲げる記録事項について、同表の第三欄に掲げるところに従って記録し、同表の第四欄に掲げる期間、これを保存しなければならない

区分	記録事項	記録すべき場合	保存期間
使用済燃料貯蔵事業者	十 設備の種類別及び相手方別の受渡数量並びに受渡しの原因	受渡しの都度	十年間
	十一 設備の種類別の損失の数量及び理由	損失の都度	十年間
	十二 設備の種類別の廃棄の数量及び方法	廃棄の都度	十年間
	十三 設備の種類別の使用の状況の変化	使用の状況の変化の都度	十年間
	十四 設備の種類別の在庫量	毎年一回	十年間

対象者

使用済燃料貯蔵事業者

改正の趣旨

新たな保障措置規制の適用（報告徴収との整合）

第十二条（記録）

法第六十一条の七に規定する記録は、次の表の第一欄に掲げる区分に応じ、工場又は事業所（試験研究用等原子炉設置者にあつては試験研究用等原子炉、発電用原子炉設置者にあつては発電用原子炉）ごとに、同表の第二欄に掲げる記録事項について、同表の第三欄に掲げるところに従って記録し、同表の第四欄に掲げる期間、これを保存しなければならない

区分	記録事項	記録すべき場合	保存期間
原子力利用国際規制物資使用者及び非原子力利用国際規制物資輸出入者	十 国際規制物資（核燃料物質を除く。以下この項において同じ。）の種類別及び相手方別の受渡数量並びに受渡しの原因	受渡しの都度	十年間
	十一 国際規制物資の種類別の損失の数量及び理由	損失の都度	十年間
	十二 国際規制物資の種類別の廃棄の数量及び方法	廃棄の都度	十年間
	十三 国際規制物資の種類別の使用の状況の変化	使用の状況の変化の都度	十年間
	十四 国際規制物資の種類別の在庫量	毎年一回	十年間

対象者

- 原子力利用国際規制物資使用者
- 非原子力利用国際規制物資輸出入者

改正の趣旨

新たな保障措置規制の適用
（核原料物質・減速材に係る記録）

現行

記録事項

- 八 **設備**の種類別及び相手方別の受渡量並びに受渡しの原因
- 九 **設備**の種類別の損失の数量及び理由
- 十 **設備**の種類別の廃棄の数量及び方法
- 十一 **設備**の種類別の使用の状況の変化
- 十二 **設備**の種類別の在庫量

改正後

記録事項

- 十 **国際規制物資**(核燃料物質を除く。以下この項において同じ。)の種類別及び相手方別の受渡量並びに受渡しの原因
- 十一 **国際規制物資**の種類別の損失の数量及び理由
- 十二 **国際規制物資**の種類別の廃棄の数量及び方法
- 十三 **国際規制物資**の種類別の使用の状況の変化
- 十四 **国際規制物資**の種類別の在庫量

改正のポイント

- 原子力利用国際規制物資使用者及び非原子力利用国際規制物資輸出入者は、設備に加えて、核原料物質・減速材についてもその使用の状況等について定期的に報告の義務(第48条)があることから、その記録は必要である。

第十二条（記録）

法第六十一条の七に規定する記録は、次の表の第一欄に掲げる区分に応じ、工場又は事業所（試験研究用等原子炉設置者にあつては試験研究用等原子炉、発電用原子炉設置者にあつては発電用原子炉）ごとに、同表の第二欄に掲げる記録事項について、同表の第三欄に掲げるところに従って記録し、同表の第四欄に掲げる期間、これを保存しなければならない

区分	記録事項	記録すべき場合	保存期間
非原子力利用国際規制物資輸出入者以外の非原子力利用国際規制物資使用者	一 国際規制物資の種類別及び相手方別の受渡しの都度 渡り量並びに受渡しの原因	受渡しの都度	十年間
	二 国際規制物資の種類別の消費、損失、廃棄 その他の増減の数量及び理由	毎月一回	十年間
	三 国際規制物資の種類別の在庫量	毎月一回	十年間

対象者

非原子力利用国際規制物資輸出入者以外の非原子力利用国際規制物資使用者

改正の趣旨

新たな保障措置規制の適用（核原料物質に係る記録）

現行

記録事項

- 一 国際規制物資(核原料物質を除く。以下この項において同じ。)の種類別及び相手方別の受渡数量並びに受渡しの原因
- 二 国際規制物資の種類別の消費、損失廃棄その他の増減の数量及び理由
- 三 国際規制物資の種類別の在庫量



改正後

記録事項

- 一 国際規制物資の種類別及び相手方別の受渡数量並びに受渡しの原因
- 二 国際規制物資の種類別の消費、損失廃棄その他の増減の数量及び理由
- 三 国際規制物資の種類別の在庫量

改正のポイント

- 非原子力利用国際規制物資輸出入者以外の非原子力利用国際規制物資使用者は、核原料物質についてもその使用の状況等について定期的に報告の義務(第48条)があることから、その記録は必要である。

第48条(報告の徴収)

- 16 次に掲げる者は、核燃料物質を輸出しようとするときは、工場又は事業所ごとに、別記様式第十四による報告書を作成し、核燃料物質を積載しようとする日の一月前までに、原子力規制委員会に提出しなければならない。
- 17 次に掲げる者は、核燃料物質を輸入しようとするときは、工場又は事業所ごとに、別記様式第十四による報告書を作成し、核燃料物質を輸入しようとする日の二週間前までに、原子力規制委員会に提出しなければならない。

対象者

- 加工事業者
- 試験研究用等原子炉設置者
- 発電用原子炉設置者
- 使用済燃料貯蔵事業者
- 再処理事業者
- 使用者
- 原子力利用国際規制物資使用者
- 非原子力利用国際規制物資輸出入者

改正の趣旨

提出期日の整理

改正のポイント

- 核燃料物質の輸出入についてIAEA等への事前通告の期日を担保する。
- 輸出に係る提出期日は積載日の1ヶ月前までと規定。
- 輸入に係る提出期日は輸入日の2週間前までと規定。

旧第1条の2(国際規制物資の使用の許可の申請)

添付書類(医師の診断書・疎明書類)の削除(第2項・第3項)

旧第2条(国際規制物資の使用に係る変更の届出)

添付書類(核原料物質、書面)の削除(第2項・第3項)

旧第3条(合併及び分割の認可の申請)

提出部数の規定の削除(第3項)

旧第7条(報告徴収)

製錬事業者の規定量超え受入・損失(第3項)

核燃料物質収支図に表示された数値超え損失(第19項)

減速材物質の受入・払出実施計画(第25項、様式19)

設備の受入・払出実施計画(第28項、様式19)

非原子力利用国際規制物資輸出入者以外の非原子力利用国際規制物資使用者の輸出入・精度向上(第31項・第32項、様式23)

正本副本の提出部数(第37項)

(5) 報告様式の変更

様式(その1)の記載の変更

別記様式第4 (第48条関係)
(その1)

報告年月日	
報告番号	(注1)

核燃料物質在庫変動・受払間差異・リバッチング報告書

原子力規制委員会 殿

住所
氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項及び国際規制物資の使用等に関する規則第48条第3項(第7項、第8項又は第12項)の規定により、次のとおり報告します。

工場又は事業所	名称		事務上の 連絡先	名称	
	所在地			所在地	
		核燃料物質計量管理区域の符号	(注2)	所属部署	
		計量管理責任者の氏名		報告書の作成者の氏名	
				電話番号	
				電子メールアドレス	

様式(その2)の注釈の変更

13 次の表の左欄に掲げる原因又は事項に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。

在 庫 変 動	輸入	R F
	国内受入れ（国内の他のMBAからの受入れ）	R D
	開始点受入れ（国内の製錬事業者の工場又は事業所からの受入れ）	R S
	核的生成	N P
	用法免除再適用（用法を理由として保障措置が免除されていたものの保障措置の再適用）	D U
	量的免除再適用（量を理由として保障措置が免除されていたものの保障措置の再適用）	D Q
	保管廃棄再生（保管廃棄された廃棄物からの回収）	F W
	事故増加（予期しない発見による核物質の増加）	G A
	輸出	S F
	国内払出し（国内の他のMBAへの払出し）	S D
変	前段階戻入れ（国内の製錬事業者の工場又は事業所への戻入れ）	S S
	核的損耗	L N
	用法免除（用法を理由とする保障措置の免除）	E U
	量的免除（量を理由とする保障措置の免除）	E Q
動	適用終了（非原子力利用され回収が実行不可能となることを理由とする保障措置の終了）	T U
	保管廃棄（廃棄物がMBA内に保管される場合の廃棄）	T W
	測定済廃棄（原子力利用にはもはや適さないような方法で廃棄された操業上の損失）	L D
	事故損失	L A
受払間差異		D I
リパッチング（増加）		R P
リパッチング（減少）		R M
区 分 の 変 更 に よ る 数 量 の 変 動	低濃縮ウラン（濃縮度が100分の20未満の濃縮ウランをいう。以下同じ。）から劣化ウランへの区分変更	E D
	天然ウランから低濃縮ウランへの区分変更	N E
	劣化ウランから低濃縮ウランへの区分変更	D E
	天然ウランから劣化ウランへの区分変更	N D
	低濃縮ウランから高濃縮ウラン（濃縮度が100分の20以上の濃縮ウランをいう。以下同じ。）への区分変更	E H
	高濃縮ウランから低濃縮ウランへの区分変更	H E
	天然ウランから高濃縮ウランへの区分変更	N H
	劣化ウランから高濃縮ウランへの区分変更	D H
	高濃縮ウランから劣化ウランへの区分変更	H D
	劣化ウランから天然ウランへの区分変更	D N

(6) 施行期日及び経過措置(附則)

Q1 施行はいつからですか。

施行は令和6年10月1日です。(附則第1項)
ただし、様式については、令和6年10月1日から起算して2年を経過する日
までは、なお従前の様式によることができます。(附則第2項)

Q2 条ずれに伴い、計量管理規定はすぐに変更しなければなりませんか。

義務の追加が伴わない場合(条ずれなど)は、他の変更認可が必要な事項
にあわせて、変更認可の申請を行ってください。

Q3 義務の追加が必要な場合は、計量管理規定をすぐに変更しなければなりません
か。

義務の追加が必要な場合は、速やかに変更認可を受ける必要があります。

Q4 管理報告書を新様式で提出する初回の時期はいつですか。

核燃料物質管理報告書及び核原料物質管理報告書を新様式で提出する
初回の時期は、令和7年1月中(報告期間:令和6年7月1日~12月31日)
となります。